火葬許可証の再発行及び納骨手順

１　春日井市に死亡届を提出している場合

(1)　尾張東部聖苑で火葬した場合（昭和 55 年９月以降）

① 尾張東部聖苑で「火葬執行済証明書」（２枚）を取得する。
　証明書の発行にあたり、次の書類等が必要です。
- 死亡者の氏名、住所（又は本籍）、生年月日、死亡月日の情報
- 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 死亡者との続柄が分かる書類（戸籍謄本等の写し）
　（「当時の火葬許可申請者」が申請する場合は不要）

※ 詳細については、尾張東部聖苑にお問い合わせください。

② 「火葬執行済証明書」（１枚）を、春日井市役所戸籍住民課へ持参し、「火葬許可証」の再発行の手続きを行う。

※ 詳細については、春日井市役所戸籍住民課にお問い合わせください。

③ 再発行された「火葬許可証」及び手元に残った「火葬執行済証明書」（１枚）、「潮見坂平和公園墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

(2) 春日井市火葬場で火葬した場合（昭和 55 年８月まで）

① 春日井市役所戸籍住民課で「証明書」を取得する。
　「火葬許可証に代わる証明書が欲しい」旨を、春日井市役所戸籍住民課に申し出てください。

※ 詳細については、春日井市役所戸籍住民課にお問い合わせください。

② 発行された「証明書」及び「潮見坂平和公園墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

(3) 上記以外の火葬場（八事火葬場等）で火葬した場合

① 火葬場で「火葬証明書」を取得する。

※ 詳細については、各火葬場にお問い合わせください。

② 春日井市役所戸籍住民課に「火葬証明書」を持参し、「火葬許可証」の再発行の手続きを行う。

③ 再発行された「火葬許可証」及び「潮見坂平和公園墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

２　春日井市以外に死亡届を提出している場合

死亡届を提出した市区町村に、「火葬許可証」の再発行の方法についてお問い合わせください。

【問い合わせ先】

潮見坂平和公園管理事務所（月曜休）	0568-84-4444
尾張東部聖苑（不定休）	0568-83-5001
春日井市役所戸籍住民課	0568-85-6137